

大 個 審 第 9 号  
( 答 申 第 380 号 )  
令 和 4 年 7 月 1 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会 長 丸山 敦裕

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

令和4年6月13日付けワ接第1341号で諮問のありました「新型コロナワクチンの接種券代行申請事業」に係る大阪府個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第5項に規定する要配慮個人情報の収集禁止原則の例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 実施機関において、収集又は利用・提供する個人情報の管理責任者を定め、個人情報の漏えいの防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。  
また、本事業において個人情報を取り扱う職員については、必要最小限の人数とすること。
- 2 実施機関が収集する個人情報については、本事業の実施のための必要最小限のものに限定することとし、収集した個人情報については、保存期間の経過後、遅滞なく消去するとともに、個人情報を含むデータは、機器内部の記憶装置から全て消去すること。
- 3 実施機関が高齢者施設等から入居者の個人情報を収集する際には、入居者本人に本事業が業務委託されることを説明したうえで、適切な手法により本人同意を得るよう高齢者施設等に対して求めること。
- 4 実施機関が市町村に対し接種券発行申請をする際には、個人情報が外部に流出することがないように、セキュリティの強化に十分留意し、より安全な方法を検討すること。
- 5 条例第10条及び個人情報取扱事務委託基準に基づく個人情報保護措置を受託者に対して求めること。
- 6 委託契約書に基づき、再委託を承認する場合は、個人情報の取扱いについて、

委託先に求める内容と同様の個人情報保護措置を再委託先に対して求めること。

- 7 今回諮問のあった項目に該当する個人情報の収集については、今後、当審議会への諮問を要しないが、項目に該当するか判断しがたいもの及び項目に該当するものの慎重な取扱いを要すると考えられるものについては、当審議会の協議に付すること。

(答申に関与した委員の氏名)

丸山敦裕、島田佳代子、重本達哉、竹村登茂子、西上治、三成美保